

## 鳥取県医療機能情報提供制度実施要領

### 1 目的

本要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3第1項の規定に基づき、同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の2の2第1項において知事が定めることとされた医療を受ける者が身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能（以下「かかりつけ医機能」という。）その他の病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の機能についての十分な理解の下に病院等の選択を適切に行うために必要な情報（以下「医療機能情報」という。）の報告の方法等について定めるとともに、県民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

### 2 情報の取扱い

- (1) 病院等の管理者は、自らの責任において医療機能情報を3（1）により当該病院等を管轄する総合事務所長等（各総合事務所長及び鳥取市保健所長をいう。以下同じ。）に対して報告し、報告を受けた総合事務所長等は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものとする。
- (2) 病院等の管理者は、提供する医療について正確かつ適切な医療機能情報を報告するとともに、報告した機能に関して県民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。

### 3 医療機能情報の報告等

#### (1) 報告の方法

##### ア 定期報告

病院等の管理者は、毎年1月1日時点の医療機能情報について、当該年の1月1日から1月31日までの間に、次のいずれかの方法で当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

- (ア) 医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）への入力
- (イ) 様式第1号の提出（必要に応じて、様式第2号を使用すること）

##### イ 随時報告

病院等の管理者は、医療機能情報のうち、別表に掲げる基本情報（以下「基本情報」という。）に修正又は変更が生じたときは、30日以内に、次のいずれかの方法で当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

- (ア) G-MISへの入力
- (イ) 様式第1号の提出（必要に応じて、様式第2号を使用すること）

##### ウ 新規開設時の報告

病院等の管理者は、開設届出後、30日以内に病院等の医療機能情報について、次のいずれかの方法で当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

- (ア) G-MISへの入力
- (イ) 様式第1号及び様式第2号の提出

##### エ その他

病院等の管理者は、基本情報以外の情報に変更が生じたときは、アの報告の際に報告するものとする。

#### (2) 報告の是正命令等

総合事務所長等は、病院等の管理者が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、法第6条の3第8項に基づき、当該病院等の開設者に対し、当該病院等の管理者をしてその報告を行わせ、又は報告内容を是正させることを命ずることができる。

#### (3) その他

病院等の管理者は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気付いた場合、速やかにその訂正を書面（様式任意）により、当該病院等を管轄する総合事務所長等に申し出ることとし、総合事務所長等は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

### 4 医療機能情報の公表

総合事務所長等は、管轄内の病院等の管理者から報告された医療機能情報の内容を確認し、厚生労働大臣が整備する全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）により公表するものとする。

### 5 病院等の情報提供

病院等の管理者は、総合事務所長等へ報告した医療機能情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて電子媒体等による情報の提供を行うことができる。

病院等の管理者が医療機能情報の提供を行っていない場合には、総合事務所長等は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。

また、病院等においても、県民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談、照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年12月5日から施行する。
- 2 平成19年度にあつては、3（1）アからウまで、（2）、（3）並びに様式第1号中「総合事務所長」とあるのは、「医療政策課長」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月16日から施行する。
- 2 なお、平成29年度の3（1）アの定期報告については、平成30年3月1日現在の状況を平成30年3月20日までに、様式第1号及び様式第2号により当該病院等を管轄する総合事務所長へ報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月26日から施行する。
- 2 なお、令和元年度の3（1）アの定期報告については、令和2年1月1日現在の状況を令和2年2月10日までに、様式第1号及び様式第2号により当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 なお、令和5年度の3（1）アの定期報告については、令和6年1月1日現在の状況を令和6年2月1日から令和6年2月29日までの間にG-MISへの入力または様式第1号及び様式第2号の提出により当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。